

## 大規模太陽光発電(メガソーラー)事業にかかる全国的事例等について

### ◎メガソーラー設置で協定＝広島県、竹原市、IT企業「ビットアイル」

広島県と同県竹原市は5日、インターネットデータセンターなどを運営するIT企業「ビットアイル」(東京)と、「竹原工業・流通団地」(竹原市)にメガソーラー(大規模太陽光発電所)を建設する協定を結んだ。

県庁で開かれた調印式には、湯崎英彦知事、竹原市の小坂政司市長、ビットアイルの寺田航平社長らが出席した。

調印式後、寺田社長は、顧客のサーバーを大量に預かっているため、大量の電力を消費している企業として「電力をつくりながら、ビジネスの論理を加えて、(エネルギーの)効率化にできれば」と説明。竹原を選んだ理由としては日照率の高さや湯崎知事、竹原市からの熱心な働き掛けなどを挙げた。

小坂市長は「(竹原市は)瀬戸内にあり、日照時間と、送電設備も含めて優位性あった。立地を契機に先端分野や環境関連などの活性化につながる」と期待を示した。湯崎知事は「ソフトバンクだけでなく、レーダーを少し広げて、商工労働(局)がいろいろ当たってくれたので、それが結実した」と担当者をねぎらった。

協定は一般的な協力規定のほか、広島県と竹原市が従業員確保に協力する一方、ビットアイルも業務に支障のない範囲で地元住民を優先的に採用するよう配慮することなどを定めている。

県などによると、メガソーラーの面積は7万2776平方メートル。発電容量は最終的には約4.3メガワット(4300キロワット)を目指し、当初は約1.5メガワットの施設を設置する。土地は賃貸で、最終的な契約の締結は2012年4月の見込み。同月に着工、同年9月に操業開始の予定。当初投資額は約5億円。(了)

(2011年12月5日 時事通信社)

### ◎三井物産などがメガソーラー＝再エネ法成立後、全国初の自治体誘致―山梨

山梨県は25日、三井物産や東京海上アセットマネジメント投信などによる大規模太陽光発電所(メガソーラー)の誘致を決めた。同県が県内の未利用県有地2カ所(計約24ヘクタール)を無償貸与し、出力計11メガワット(1万1000キロワット)相当の発電所を整備する。県によると、太陽光など自然エネルギーで発電した電力の全量買い取りを電力会社に義務付けた再生エネルギー特別措置法の成立後、自治体の民間企業誘致による太陽光発電事業の実施は全国初。

建設予定地は同県の甲斐市の約13ヘクタールと韮崎市の約11ヘクタール。本格稼働は2013年度からで、発電した電力は東京電力に売却する。三井物産によると、今回建設する設備で一般家庭ほぼ3600世帯分の電力を賄うことができる。

県は、メガソーラーを建設、運営する民間企業を10月から公募。全国有数の日照時間や内陸部のため潮風で太陽光パネルが痛みにくいなどといった利点のほか、7000ボルト以上の電圧を送電できる東京電力の特別高圧線の鉄塔が建設予定地内もしくは近くにあることで、送電網整備費の負担が少ないことをPRしてきた。

県によると、三井物産などは、電力売却による利益の一部を県に還元することや、発電所建設に伴う資材を県内企業に発注することなどを提案したという。(了)

(2011年11月25日 時事通信社)

## メガソーラー：誘致、「出資せず賃貸収入を確保」―知事／鳥取

◇環境エネルギーの聖地に

平井伸治知事は24日、米子市の崎津団地(約50ヘクタール)に誘致を進めているソフトバンク(孫正義社長)の大規模太陽光発電所(メガソーラー)について、「県や米子市として(事業に)出資するという考えはない」ことを表明。用地も無償提供は避け「賃借料的なやりとりで県の収入になるようにしていきたい」と述べた。同社が発電した電力を送るためには、中国電力の送電網への接続申請が認められることが必要。両社は、年内に具体的な交渉に入る見通しという。

21日に都内で行われた「自然エネルギー協議会」で孫社長が、メガソーラーの候補地について「その中の一つが鳥取の崎津団地」と述べたことを受け、定例会見で明らかにした。中電は、送電網への接続について県に「十分に可能」との回答を寄せているという。

同事業は、ソフトバンクが約800億円をかけて国内10カ所以上にメガソーラーを建設する計画。10%子会社「SBエナジー」が出資を募って運営をしていく形態を取る。平井知事は「膨大な人を雇って行う形にはならないかもしれないが、地元企業を活用してもらうことには理解を示してもらっている。「環境エネルギーの聖地」としてPRし、観光資源としての波及効果も考えられる」と期待を寄せている。

崎津団地は、県と米子市が分譲を目的に所有しているが、ほとんど買い手がつかずに塩漬け状態が続いている。取得費用だけでも県が約54億円、米子市が約35億円かかっているが、回収のめどが立っていない状況だった。

再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度は来年7月から始まる見通し。これを見据え、発電の規模や賃貸料など具体的な数字の話し合いが進められる見込み。

また、平井知事は福岡ソフトバンクホークスが日本一に輝いたお祝いとして、自然エネルギー協議会の前に県特産の「王秋梨」を孫社長に贈ったエピソードも披露。孫社長は「王さんと秋山監督ですな」と喜び「では、(候補地の一例に)鳥取の名前を出しましょう」と話したという。

(2011年11月25日 毎日新聞地方版)

## ◎太陽光発電事業者と市町村をマッチング＝群馬県

群馬県は、県内で大規模な太陽光発電事業の展開を検討している企業と、未利用地を提供したい市町村とのマッチングを図るため、公開プレゼンテーションを実施する。県が進める新エネルギー活用促進事業の一環で、前橋市の年間日照時間が全国4位(2010年度)となるなど、全国有数の日照時間を誇る県の特性を生かす。

県科学技術振興室によると、対象となる企業は、太陽電池パネルなどを使った、出力500キロワット以上の発電事業の実施を検討している企業。「出力1000キロワット以上がいわゆる『メガソーラー』とされるが、より多くの参加者を募るため、500キロワットまで範囲を広げた」(科学技術振興室)としている。

公開プレゼンでは、企業側が、事業を実施した際の土地所有者や周辺地域へのメリット、収益の分配割合などを説明。一方、未利用地の提供を希望する市町村側は、用地の概要や企業側への要望などを説明する。一般県民も傍聴可能。プレゼン終了後に個別相談会を実施し、マッチングを図る。

同室によると、自治体側が公開を理由に参加を見合わせるケースも予想されるため、これらのイベントと並行して個別の相談にも応じたいとしている。(了)

(2011年11月11日 時事通信社)

## ◎自治体初のメガソーラー発電所＝営利目的、東北電力へ販売―新潟県

新潟県は9日、10月末に運転開始した新潟東部太陽光発電所(同県阿賀野市)の竣工(しゅんこう)式を開いた。総工費は約7億3000万円。発電した電力はすべて東北電力に販売する。県によると、自治体が営利目的でメガソーラー発電所を設置するのは初めてという。

県によると、同発電所の最大出力は約1000キロワットで、一般世帯約300軒分の電力供給が可能。東北電力への売電により、年間約1100万円の収入を見込んでいる。

式典には、泉田裕彦知事や天野市栄市長らが出席。県の担当者が工事過程について説明した後、出席者がテープカットを行い、完成を祝った。泉田知事は「再生エネルギー特別措置法の制度をいっぱい活用し、自然と共生できる地域社会づくりに取り組んでいきたい」と述べた。

同発電所は約3.2ヘクタールの敷地に、約4800枚の太陽光パネルを設置。季節ごとにパネルの角度を変えることで、降雪期でも発電量が低下しない設計を採用している。県では、来年7月の運転開始を目指し、同発電所内に2基目の増設準備も進めている。(了)

(2011年11月9日 時事通信社)

## ◎国内最大規模の太陽光発電施設＝愛知で、2万世帯分供給―三井物産など

三井物産は21日、三井化学などと共同で、愛知県田原市に出力50メガワット(5万キロワット)と国内最大規模の太陽光発電施設(メガソーラー)を建設すると発表した。供給電力量は、一般家庭ほぼ2万世帯分に当たる。2013年9月の完成後、電気を全量、地元の中部電力に販売する。東京電力福島第1原発事故を受け、国民の関心が高まる再生可能エネルギーの普及に向けた動きの一環として注目される。

太陽光発電は天候によって発電量が左右されやすい。田原市は日照時間が国内で最も長い地域の一つのため、太陽光発電に適していると判断した。三井物産によれば、今回建設する設備で同市の約9割に相当する1万9000世帯の電力需要を賄うことが可能。火力発電に比べ、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量を年3万2000トン削減できる見込み。

設備は、三井化学が保有する土地に建設。風力発電設備も併設し、約17年間の運営期間を含めた総投資額は約180億円。

計画には東芝や東レ、東亜合成、三井造船も参画。太陽光パネルのコスト引き下げや、より安定的な発電・送電設備の確保などにも取り組む。

再生エネルギー特別措置法が施行される12年7月以降、太陽光や風力で作った電気は全量、電力会社がい取り取る。発電設備に投じた資金が回収しやすくなるため、再生可能エネルギー事業に参入する企業が増えることが期待される。(了)

(2011年10月21日 時事通信社)

## ◎メガソーラー適地を調査へ＝長崎県

長崎県は、大規模太陽光発電(メガソーラー)事業の適地調査を実施する方向で検討している。事業化の可能性がある候補地を絞り込み、民間事業者の誘致につなげたい考えだ。

県ナガサキ・グリーンニューディール推進室によると、東京電力福島第1原発事故や再生エネルギー特別措置法の成立を受け、全国各地でメガソーラーの導入機運が高まる中、同県内の自治体からも、メガソーラー事業の候補地として未活用公有地に関する情報提供が複数あるという。

県は9月補正予算案に関連経費約1200万円を計上。議決後に民間コンサルタント会社に適地調査を委託する見通しで、複数の候補地で、▽土地の形状▽面積▽送電設備の有無▽事業の採算性などを調査・分析し、2012年度以降、民間企業の誘致具体化を検討する。

同推進室は「今後、詳細が決まる固定価格買い取り制度の動向を踏まえ、候補地の採算性を見極めていきたい」としている。(了)

(2011年9月22日 時事通信社)

## ◎メガソーラー事業者と基本協定＝13年春に操業—大阪府岬町

大阪府岬町は1日、関西国際空港の2期事業で使った町内にある埋め立て用土砂の採取跡地で、大規模太陽光発電施設(メガソーラー)の建設を計画する事業者と基本協定を締結した。出力は8メガワット程度を見込み、2013年春の操業を目指す。

メガソーラーを建設するのは株式会社ユーラスエナジーホールディングス(東京都港区)で、府と町で組織する整備促進協議会が昨年9月に進出候補事業者として決定。この日は町役場で府の担当幹部が立ち会い、田代堯町長と同社の永田哲朗社長が協定書に調印した。

町が事業用地として、岬町多奈川地区財産区の所有地約20ヘクタールを貸し付ける。賃料は年間約2000万～4000万円となる見通しで、来春にも契約を結ぶ予定だ。(了)

(2011年9月1日 時事通信社)

## エネルギー関連の規制・制度改革の動向等

1. 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 政策課資料(H23.11.2) 抜粋
2. 政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン別表 抜粋



### 3 規制・制度改革の進捗状況 ～①太陽光発電（その2）

#### (2) 太陽光パネルをビル屋上等に設置する場合における容積規制・高さ規制等の緩和・明確化・・・H23/3/25通知発出

**【容積率】**

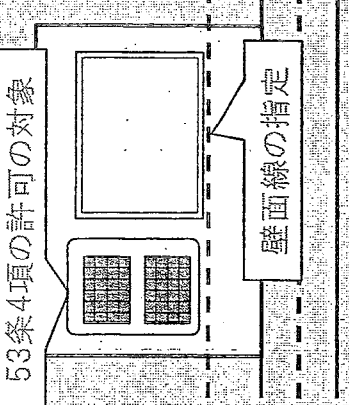
■ スーパー等の屋上駐車場等に設置する太陽光パネルについて、特定行政庁の許可により容積率算定に含めないことを明確化



許可対象部分

**【建蔽率】**

■ 個々の敷地単位で壁面の位置を制限することで周辺市街地環境の向上が図られる場合等で、安全上、防火上、衛生上支障がないと認められる場合には、特定行政庁の許可により建蔽率の範囲を超えることができるとを明確化（法53条第4項）

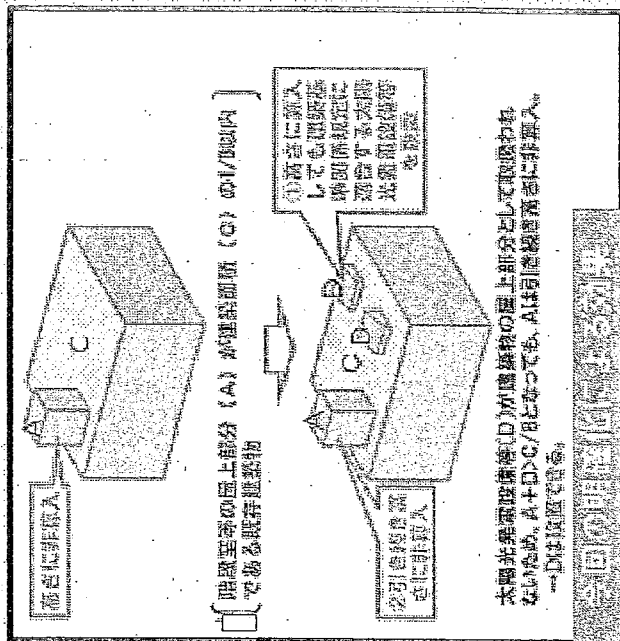
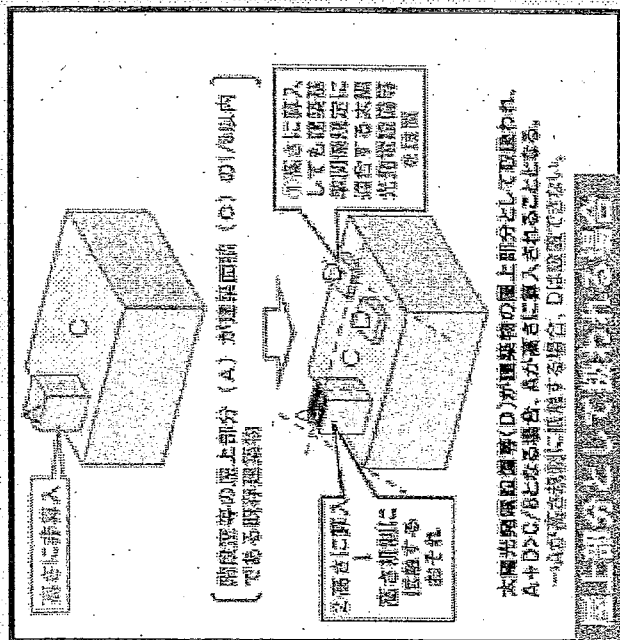


53条4項の許可の対象

壁面線の指定

**【高さ制限】**

- 屋上設置の太陽光パネルについて、高さに算入しないことができる屋上部分として取り扱わないことを明確化することにより、既に階段室等の屋上部分が建築面積の1/8近くを占めていたとしても、パネルを設置可能に（既存建築物への太陽光パネル設置の円滑化）。





### 3 規制・制度改革の進捗状況 ～①太陽光発電（その3）

#### (3) 電気事業法上の保安規制の緩和

- 保安規程の作成・電気主任技術者選任の対象外となる一般電気工作物の範囲拡大

（出力20kW未満→50kW未満）…H23/6/30省令改正・施行

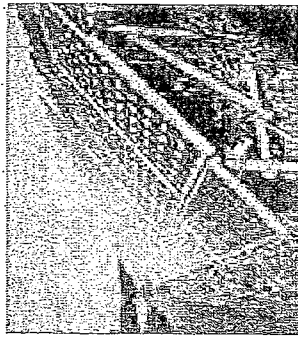
- 出力500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出・審査等の不要範囲の拡大… H22年12月検討開始

#### (4) 自家消費用の太陽光パネル面積を工場立地法上の環境施設面積に算入可能化

… H23/6/30省令改正・施行

#### (5) 農地の法面（斜面）や畦道への太陽光パネルの設置に関する取扱の明確化

- 農地転用許可の要否に関する判断基準を明確化 <23年度中に措置予定>



#### (6) 道路法面における太陽光パネル設置に関する取扱の明確化

- 道路構造等を与える影響を勘案し、道路法上の道路占用許可対象物件への追加を検討<23年度中に結論を得る予定>

#### (7) 都市緑地法上の緑化地域における太陽光パネル設置に関する取扱の明確化

- 市町村の判断により太陽光パネル設置建築物を緑化率適用の対象外とできることを明確化 <23年度中措置予定>



(別表)エネルギー規制・制度改革アクションプラン 実施・検討事項詳細リスト

重点番号	通し番号	規制改革項目名	規制改革の内容	関連法律・政令の条項等	スケジュール等
	28	卸電力市場の整備・活性化	震災直後に東京電力管内で、日本卸電力取引所の取引が中止になったことを踏まえ、取引の実施及び中止について、取引所におけるルールを明確化する。 また、事故時等における代替供給力の確保をより円滑化する観点から、時間前市場取引(第2場等)における連系線分断を原則として徹底する方向で見直しを行う。また、卸電力取引所における自家発電による市場への応札を増加させるインセンティブとする観点から、卸電力取引所のスポット取引におけるブロック商品について、費用対効果も踏まえつつ、導入を検討する。	-	23年度中に結論、速やかに措置。
	29	再生可能エネルギーの買取りにおける専用線での全量買取りの実施	特別高圧又は高圧の需要家が一定規模以下の発電設備を設置して全量買取りを求める場合において、需給契約のための引込線と別途、高圧又は低圧の送配電線へ専用線で連系し買取りを求めることを認める。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電気事業法	23年度中に結論、全量買取制度の実施と合わせて措置。
	30	リスクに強い燃料供給体制の整備(石油)	災害時等の緊急時における燃料供給の実効性を高めるため、石油の備蓄等に関する制度のあり方を検討する。	石油備蓄法、石油需給適正化法	23年度中に検討開始、23年度中結論
	31	リスクに強い燃料供給体制の整備(天然ガス)	エネルギーの安定供給に資する天然ガスパイプラインの整備等に関する制度を検討する。	ガス事業法	23年度中検討開始
	32	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可 [23年4月閣議決定]	省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまらず、両省が協議の上、道路占用許可が円滑に取得できるよう検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知するとともに、本通知が道路管理者において周知徹底されるよう取り組むこととする。	道路法第32条、第33条、第36条	23年度中検討・結論・措置
	33	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(河川縦断時の埋設要件・河川区域内での防護装置) [23年4月閣議決定]	① 河川近傍における占用施設の安全性確保の観点も踏まえ、河川の一部を縦断する占用に対して、どのような社会的な要請があるかを明らかにし、河川の規模や状況等に応じた、治水上問題とならない縦断占用の要件等を明確化する方向で検討し、結論を得る。 ② また、河川区域内での防護装置についても、二重構造と同程度の安全性を有する一重構造が実用可能かについて技術的な調査を実施する。	河川法	①22年度検討開始、23年度中結論 ②22年度検討開始、23年度中結論
	34	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(高速道路の占用許可要件) [23年4月閣議決定]	高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であり、許可基準(手続・技術的基準)も一般道路等と同様の取扱いとなることについて関係道路管理者に対して、周知する。	道路法第3条、第36条	23年度中措置
	35	ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化(農業用道路の占用許可要件) [23年7月閣議決定]	社会インフラの整備に係る地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は、道路法の取扱い(義務的占用)を参考とし、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。	-	23年度中結論・措置
	36	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化 [23年7月閣議決定]	① 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て枕用として一時的に農地転用許可を受けていない農地を仮設用地に利用する場合には、農地転用許可ではなく、一時転用許可で足りる旨、周知徹底する。 ② ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底する。	農地法、農業振興地域の整備に関する法律	①23年度中措置 ②23年度中措置

2. 再生可能エネルギーなどの導入加速(供給構造改革)

2-1. 太陽光発電

重点10	37	電気事業法上の保安規制の見直し	500kW以上の太陽光発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲を拡大する。また、使用前安全管理審査における負荷遮断試験等の試験方法を合理化する。	電気事業法	工事計画届出及び使用前安全管理審査の不要範囲拡大については、23年度中に結論、速やかに措置。 負荷遮断試験等の試験方法合理化については、24年度中に結論、速やかに措置。
重点11	38	工場立地法上の取扱いの見直し	メガソーラー(1000kW以上の大規模太陽光発電施設)の立地制約として指摘されている工場立地法上の生産施設面積規制(敷地面積の50%以内)について検討し、所要の見直しを行う。	工場立地法第4条に基づく準則	23年度中に結論、速やかに措置
	39	農地法面を活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し [23年7月閣議決定]	農地の有効活用の観点から、畦畔・法面部分における太陽光発電設備の設置に当たっての農地転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行う。	農地法第4条第1項	23年12月までを目標に、地方農政局及び都道府県に対し農村振興局長通知を發出し、都道府県を通じて市町村及び農業委員会へ左記内容を周知。
	40	太陽光発電の附属設備を収納するコンテナに関する建築基準法及び消防法上の取扱いの明確化	パワーコンディショナーや蓄電池等の太陽光発電システム機器を収納する専用コンテナについて、その利用実態等を踏まえて建築基準法上の取扱いの明確化を図ることを検討するとともに、消防法上の消防用設備等の設置に関する取扱いを明確化する。	建築基準法 消防法	建築基準法: 23年度中検討、結論 消防法: 23年度中措置
	41	道路への設置許可対象の範囲拡大 [23年4月閣議決定]	太陽光発電設備について、道路構造及び交通の安全に与える影響を勘案し、道路占用許可対象物件への追加を検討し、結論を得る。	道路法第32条、第33条	23年度中検討・結論